

議会運営委員会 会議記録

1 日 時 令和3年3月23日（月）午前9時15分開会

2 場 所 特別委員会室

3 出席委員

委員長	杉山由祥
副委員長	諸角由美
委員	増田薫
委員	大塚健児
委員	大谷茂範
委員	高橋伸之
委員	石井勇
委員	山中啓之
委員	渋谷剛士
委員	宇津野史行
委員	二階堂剛
委員	城所正美
委員	末松裕人

4 議長 議長 木村みね子
副議長 岩堀研嗣

5 出席事務局職員

事務局 長	渡部俊典
庶務課 長	根本真光
議事調査課 長	鈴木章雄
議事調査課長補佐	渡辺剛史
議事調査課長補佐	飯澤信幸
議事調査課主査	宮田正悟
議事調査課主査	籾井俊二
議事調査課主査	須志原直子

6 会議に付した事件

- (1) 一般質問について
- (2) 松戸市議会会議規則の一部改正について

7 会議の経過及び概要 委員長 开会宣言
議事
傍聴議員 中西香澄議員、岡本優子議員

傍 聴 者 なし

(1) 追加議案について

杉山由祥委員長

まず、(1) 追加議案についてを議題といたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

議事調査課長

追加議案につきましては、令和3年3月17日付けで、議案第98号、令和2年度松戸市一般会計補正予算(第14回)が提出されており、17日に各控室に配付させていただいております。なお、19日の通告期限までに、お手元に配付のとおり、3人の方から通告がございました。審査につきましては、所管の総務財務常任委員会になると事務局では考えております。

また、先ほどの幹事長会議において、市長より、議案第99号、固定資産評価員の選任についてが追加提出される旨の説明がございましたので報告いたします。なお、追加議案の審議の流れにつきましては、次の、議題の(2)最終日の日程についての中で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

杉山由祥委員長

この件につきまして、何か御確認はございますか。

山中啓之委員

決議の件も、今この追加議案として扱って、話させていただいてよろしいでしょうか。

杉山由祥委員長

決議の件はこの後。

山中啓之委員

この後ですか。では、結構です。

杉山由祥委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

よろしいでしょうか。それでは、さよう御了承願います。

(2) 最終日の日程について

杉山由祥委員長

次に、(2) 最終日の日程についてを議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

議事調査課長

最終日の日程につきましては、お手元の令和2年3月定例会最終日、議事予定表に沿って説明させていただきます。なお、予定表記載の議案名を読み上げますことから、議案名を簡略化させていただきますので、あらかじめ御了承願います。また、予定表の上段、下段を行き来いたしますので、よろしくお願いいたします。

開会后、諸般の報告として、監査委員から工事監査の結果について報告があり、また、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の会議の概要の報告がございます。

次に、上段ですが、日程第1、議案第69号から議案第79号までの11件を一括議題、予算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決となります。採決は下段になりますが、5本に分けて諮る予定でございます。

まず1本目で、議案第69号、一般会計予算を、これにつきましては、修正案が委員会で可決すべきものと決定されておりますので、まず、修正案を採決し、その後2本目として、1本目が可決された場合ですけれども、修正可決した部分を除く原案を採決することになります。

次に、3本目になりますが、議案第70号、国民健康保険特別会計予算、議案第71号、松戸競輪特別会計予算、議案第74号、介護保険特別会計予算、議案第75号、後期高齢者医療特別会計予算の4件を、4本目で、議案第76号、新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計予算の1件を、5本目で、議案第72号、公設地方卸売市場事業特別会計予算、議案第73号、駐車場事業特別会計予算、議案第77号、水道事業会計予算、議案第78号、病院事業会計予算、議案第79号、下水道事業会計予算の5件を、それぞれ採決いたします。

なお、予算議案に対する討論通告につきましては、お手元に配付しました討論一覧表のとおり、7人の方からございました。

次に、日程第2、議案第80号から第92号の13件を一括議題、各常任委員長報告、質疑、討論、採決となります。採決は2本に分けて諮る予定でございます。

まず1本目で、議案第81号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正、議案第87号、介護保険条例の一部改正、議案第88号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第89号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第90号、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての5件を、次に

2本目で、議案第80号、2020年東京オリンピック・パラリンピックやさシティおもてなシティ推進会議条例の一部改正、議案第82号、女性センター条例の一部改正、議案第83号、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、議案第84号、手数料条例の一部改正、議案第85号、福祉有償運送運営協議会条例の一部改正、議案第86号、国民健康保険条例の一部改正、議案第91号、法定外公共物の管理に関する条例の制定について、議案第92号、病院事業の設置等に関する条例の一部改正の8件を、それぞれ採決いたします。なお、これら一般議案に対する討論通告につきましては、2人の方からございました。

次に、日程第3、令和2年度陳情第5号、「医療・介護体制、公衆衛生行政や検査・検疫体制等の強化・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情及び令和2年度陳情第6号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情を一括議題とし、各常任委員長報告、質疑、討論、採決となります。

本陳情につきましては、各委員会で不採択とすべきものとなっておりますので、委員長報告に対しての賛否を図るのではなく、陳情に対して賛否を図ることになります。つまり、本陳情に賛成される方に起立をしていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本陳情には2人の方から討論通告がございます。

次に、日程第4、議題（1）で申し上げました追加議案、議案第98号、一般会計補正予算（第14回）を議題とし、提案理由の説明、質疑、総務財務常任委員会に付託となり、休憩して、総務財務常任委員会を第二委員会室で開催いたします。

委員会終了後、大変申しわけございませんが、事務処理の時間を多少いただき、その後本会議を再開しまして、議案第98号を議題とし、総務財務常任委員長報告、質疑、討論、採決となります。ここでの質疑及び討論につきましては、挙手にてお願いいたします。

次に、同じく追加議案第99号、固定資産評価員の選任についてを日程に追加変更、直ちに議題とし、提案理由の説明、質疑、議長発議により委員会付託省略、討論、採決となります。なお、議案第99号に対する質疑及び討論は、挙手により議長からの指名となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第5、議員提出議案第25号を議題とし、提案理由の説明、動議により質疑、委員会付託及び討論を省略し、採決となります。

なお、動議提出者につきましては、順番により戸張友子議員にお願いすることとなります。提案理由の説明者につきましては、先の議会運営委員会において決定いただいております。第25号、松戸市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、杉山由祥委員長と決定をいただいております。

次に、日程に追加変更ということで、先の幹事長会議で了承された議員提出議案第26号、新焼却施設建設に関する決議を議題とし、提案理由の説明、議長発議により質疑及び委員会付託省略、討論、採決となります。

提案理由の説明者につきましては、先ほどの幹事長会議において、末松裕人議員と決定をいただいております。討論を行う方は、挙手にて行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第6、所管事務の継続調査の許可についてを諮り、閉会となります。

なお、閉会后、3月末日をもって退職される病院事業管理者及び定年退職される方々を議長から御紹介いただく予定となっております。

杉山由祥委員長

それでは、ただいまの説明について何かございますか。

宇津野史行委員

今回一般会計予算の修正が出されます。修正案に対する態度のあり方について、整理する必要があると思っています。

一つは、修正に賛成したら原案に賛成しなければいけないような話があるのではないですか、残りの原案に。一方で、修正に反対して、その修正が通って修正されちゃったと。そうしたら、いや、修正前の原案に賛成する人は、修正された後の原案は反対とならなければ、一貫性がないような気がします。要は、修正される前が私たちは賛成なのだから、修正された後の原案ということは、納得いかないと……。

杉山由祥委員長

要するに、多分おっしゃっていることは、例えば、今回みたいに幾つか修正案が出てきた場合に、重なっている部分以外の部分も、あなたたちは修正する候補だと言っていたのだから、それを認めることになるのかを言っているということですか。

宇津野史行委員

もともとの市長の提案に賛成だったという人がいるわけです。それで修正案が出ました。いや、もともとが賛成なのだから、修正は反対だとなるではないですか。でも、結果として修正案が通りました。そうすると、もともとの案ではなくなるではないですか。大事なところが修正されてしまった案になってしまうわけです。そうしたら、修正された後の原案なんて反対ですとならないのか。

杉山由祥委員長

要は、除く原案といって毎回採決をとっています。

宇津野史行委員

はい。

杉山由祥委員長

多分、その除く原案の部分の範囲が違うということをおっしゃっているのだと思うのですが、そこに関して、要は、賛否を必ずとるわけです。それが自分たちのものと少しでも違ったら、それに対して賛成か反対かの態度は、それはまさに賛否のそれぞれの判断の中でやるべきものだから、ある意味では、次善の策という意味では理解はできるのだ

けれども、ただ、厳密に言うと、その理論もあり得るけれども、そこは別に規定は特にな
いのではないかと思うのですが。

宇津野史行委員

すみません、これ以上二の句は継ぎませんが、要は、それが認められるのであれば、逆
もありかと思っていて、つまり、修正案が出されました。その修正案自体は、趣旨は同じ
くしますと、こちらとしては。ただ、それには賛成するけれども、修正された案、その後
の原案です、それについて、それでもまだいろいろな問題はあるのだから、修正案に賛成
だけど、修正された後の原案には反対ですということは、私はあり得るのではないかと思
っていて、それは両方とも、認められてしかるべきかと思っているところなのです。

杉山由祥委員長

ここを長くすると、すごく根本的な話になると思うのですけれども。ただ、おっしゃっ
ている議論は、実は、修正案をやっている当初からずっとあった話で、その中では、例え
ば一部分だけ予算を認めることは、本当にいいかどうかという議論があったと思うのです。
例えば、全体は反対だけど、この部分だけ修正することは認めるということが、果たし
て、技術的に可能かどうかというと、少し難しいのではないかという気も……。

宇津野史行委員

反対だけど、一部分については賛成してもいいか。

杉山由祥委員長

やはり結果として、どこの部分を認めていくのかとなれば、それ以外全部反対だったら
どうするかといった話になるのです。ただ、多分明確な規定がないので、結果としては、
それぞれの採決の判断の中でやっていくしかないと思っています。

以上でよろしいですか。

山中啓之委員

追加議案、追加日程の最後の新焼却施設建設に関する決議なのですけれども、これは賛
否ではなく、載せることについて意見書とか決議の締め切りが過ぎていると思うのです。
多分3月2日だと思うのですけれども、今回少し異例で、特例で載っていて、あまり議題
になっていなかったのも、一言申し上げますと、過ぎているけれども、載っているのはい
いのかという話を議会運営委員会でしたほうがいいと思います。

というのは、宇津野史行委員が去年3月、1年前の定例会で、市長の退職金についての
御指摘があったと記憶しています。あのとき、3月4日の幹事長会議か議会運営委員会で、
3月4日に意見書決議が締め切りだったのだけれどもという話を3月5日にされて、翌日、
3月6日に代表質問が控えていらっやって、そのときに、きちんとした答弁を市長から
いただけない場合は、このような意見書を出していいですかと、3月5日の段階で事前に
言われていて、やはり6日に質問したことの答えが納得いかないものであったけれども、

議会運営委員会で意見書を出すことが認められなかったもので、私個人的には、今回の新焼却施設をそれに合わせるのか、今後もぎりぎりでも当日の議会運営委員会、今日に間に合えば出していいとするのか、そこら辺のプリンシパルというか、原則は決めておいたほうがいいと思っています。

個人的には出していいと思っています、どちらも。ただ、昨年と今年で、明らかに扱い方や話し合い方自体が違うので、強く違和感を覚えております。その点について、皆さんと共有認識を持てればと思って発言させていただきました。

杉山由祥委員長

この件は決議案文でありますから、当然事前に皆さんのもとで調整されて、私に上がってきていると認識をしています。その件についてどうですか、幹事長お二人いらっしゃる。

末松裕人委員

議会の一定の期限を定めたルールはそのとおりでありまして、我々も当然尊重しております。今回の経過については、締め切り後に、教育環境常任委員会が確か開かれています。そこで初めて、このことが正式に課題として位置づけられて、その後の対応ということですけれども、そういった諸般の状況を踏まえて、皆さんから御理解いただいたので提出をした。これ以上でも以下でもないと思っています。

宇津野史行委員

確かに昨年3月、幹事長会議で意見書のそれぞれ提案理由等を説明させていただくではないですか。私は当時、幹事長会議でその話をした次の日が代表質問で、その代表質問の市長の答弁の中身によっては、最終日に決議を提出したいと思っていることを、意見書を出すときの幹事長会議で申し上げたのです。実際、翌日代表質問が開かれて、市長の答弁があまりにもおかしいということで、幹事長の皆さんに、ぜひ最終日に出すことを御理解くださいということで、文書を出させていただいた経緯がございます。

ただ、その最終日までの間に、何回か幹事長にいかがですか、御理解いただけますかという事前の問い合わせをさせていただいたのですが、そこで御理解が、残念ながらいただけなかったということではあるので、仕方がない、出せないと思って、出さなかった経緯がございます。

ぜひこういう形で、できれば最終日に間に合えば、さまざまに出すだけ出して、それに対しての賛否はいろいろあるかもしれませんが、そういったことを一定の期間、期日というのを守りつつも、事前にそのあたりを担保させていただいた例に関して言えば、ぜひ柔軟に、今後お取り扱いいただけたほうが、より活発な議会活動になると思っています。

杉山由祥委員長

この話も多分、時間がかかってしまうのですけれども、柔軟にというよりは、大前提としては締め切りがあるということが大前提です。決議文ですから、基本的に、決議だから

皆さんに御理解いただいた上で出されているということが大前提です。

例えば、予算に関する決議であったり、もしくは締め切りの後に出てくる新たな事実、大きなものに関して、皆さんの理解が得られた中で決議をまとめるのであれば、それはこのように扱っていこうということは、実は、今回だけではなくて前もあったと思います。ですから、それが大前提だということを御理解いただいた上で、締め切りは締め切りと御理解いただきたいと思います。よろしいですか。

宇津野史行委員

提出のご理解か、賛同までの理解をいただく必要があるのか。

杉山由祥委員長

ただ、その話をし出すと、全て何でも出せばいいのかという話になるので、それはそれで違ってきますので。

山中啓之委員

宇津野史行委員がおっしゃったとおりなのですが、賛同までではなくて、提出することへの賛成までを公の場で議論する必要があると思っています。というのは、皆さんがおっしゃっているとおりルールが大前提と。議会運営委員会で決めたルールが守られていない、それはほかの人たちが了承したからだみたいな話があって、その了承も内容なのか、期限なのかが、はっきりとした議会運営委員会によってオーソライズされるべきだと思うのです。

水面下で、みんな了承だからとかいうことは、どこにも議事録に載っていないですし、私も誰が賛成したのかは、具体的に詳細まで知りませんし、もっと踏み込んで言うてしまうと、私たちが賛成ということは表明していませんので、上程することに対しての賛同をこの場で改めて議論するというか、いいですかと、せめて了解いただくことが、議会運営としては必須なのではないかと思っています。

杉山由祥委員長

その辺、事務局、整理してもらっていいですか。

議事調査課長

先ほどの幹事長会議におきまして、末松裕人幹事長から議案の追加についての御説明があり、その後、議案の追加についてよろしいかということで御意見を伺い、決定させていただいたと理解しているのですが。

もともと議員提出議案、意見書決議については、幹事長会議で議題としているものでございますので、この前の幹事長会議で、そういったことが決まったと理解しているところでございます。

山中啓之委員

そうすると、その直前の幹事長会議が事実上の締め切りということで、その前に決めた議会運営委員会のオーソライズされた締め切りが反故されているわけです。最終的に、公式な会議である議会運営委員会です承しないと、幹事長会議で何でも了承にしてしまったらいけないと思うのです。しかも、それが決議に賛成するから出そうということを決めたのならば、はっきり言って締め切りの存在意義がなくなってしまうと思うのです。

宇津野史行委員の場合は、賛同が得られなかったから出せなかったわけではないです。では、賛同が得られているものは、直前でも出せるということになって、形骸化すると思うのですけれども、そこら辺の決りを議会運営委員会ではっきりしておいたほうがいいと言っているのです。

杉山由祥委員長

だから、今の話だと、幹事長会議は、山中啓之委員も先ほど出席されていたのです。そのときに末松裕人委員から提案が、幹事長から幹事長会議で提案があったと。そこで賛否のときには特に発言はなかったと。

山中啓之委員

賛否のときはない。

杉山由祥委員長

ないですよ。

山中啓之委員

はい。

杉山由祥委員長

基本的に、議会運営委員会、これまで決議に関しては、そういった皆さんの同意が得られているものに関しては、ある程度本会議の中できちんと省略をして、正式に位置づけはするけれども、やってきたという……。

山中啓之委員

同意というものは、出す同意ではなくて、内容の同意を言っていますよね。

杉山由祥委員長

そうです。出すのも含めてです。

山中啓之委員

同意がどこで得られたのか、私、聞いていないです。

杉山由祥委員長

聞いていないのですか。

山中啓之委員

はい。

杉山由祥委員長

聞いていない。

山中啓之委員

一部は賛成する方がいらっしゃることは聞いていますが、当然、本人からまわってきていますから。全部を把握していないので可決するかどうかはわかりません。どこにも載っていないですね。その議論をするのかがいいのかもわかりませんが。少なくとも賛否はわからない。当たり前ですけども。

杉山由祥委員長

でも、その論理でいくと、全てをなしにはできないので、それも含めて期限内で今後やってくださいといった話になりかねないので、それはそれでどうかと思いますけれど。

ただ、要はルールはルールで、議会運営委員会なり申し合わせなりで決めてきていることは、我々の合議で決めてきていることだと思っています。ということは、その合議体の中で、皆さんが異議なく賛成できることであれば、それはどこかのタイミングで、きちんと拾い上げていこうというものが、私は決議ではないかと思っています。松戸市議会として決議するわけですから。

山中啓之委員

そのルールをきちんとしてくださいという話です。

杉山由祥委員長

それが、幹事長会議が正式なのか、議会運営委員会が正式なのかは、今の時点では何とも言えないという気もするのですけれども、今までは取り扱いとしては、幹事長会議できちんと出してきて、それが議会運営委員会にきちんと出てきて、正式に決定されてきているという意味では、手続上は問題がないと考えています。

山中啓之委員

締め切りをどう……。

末松裕人委員

提案させていただいた立場ですから、期日があることは十分認識した上で、1点、先ほど委員長もおっしゃったように、予算審査を終えた後、決議をしたいときに一体どうした

らいいのだという話もあると思うのですが、期日を超えて、そういった何らかの要件というか、そのような状況が生じたことで、対応することについて、皆さんの理解が得られ、こういう状況があるということではないかと思っています。

だから、きちんと期日を守った上で、状況に応じて、皆さんの理解を得て、こういうことに至っていると。これで整理すれば、何の問題もないのではないですか。今後についてもそれでいいのではないですか。

二階堂剛委員

やはり、締め切りはきちんとあって、末松裕人委員がおっしゃったように、例えば緊急性があるとか、過去を見ると、そういう条件によってそれぞれ期日を過ぎても、皆さんの合意でやってきているので、やはり一定事前に出すもの、わかっているものは期日までに出して、議会の中でやっている間に、いろいろ緊急でこれはやはり必要ではないかと判断した場合は、今回みたいに出すという、一つの慣例でこれまでやってきているから、期日は期日としてきちんとあって、後はその議会の中で緊急性が出てきたものについては、幹事長会議で合意を得れば出せるという、それはずっとそれに沿ってやってきているので、別に無視しているとか、そういうことはないような気がします。

末松裕人委員

内容の合意ではなくて、提出の同意……。

二階堂剛委員

いや、提出はいいのです。だから、期日までで、最初に決まったところ。ただ、その議会がやっている間の中で、いろいろな問題が出てきたりしたときに、過去も全部出しているの、内容はその中で決めるので、それによって合意が出れば出せるようになっているので、それはいいのではないですか。だから、一定の期日はもう守るしかないと思います。

山中啓之委員

要は、期日とは何なのですか、幹事長会議で了承されたものは、議会運営委員会には必ず受け入れると、きちんと1回議題として整理をするか。というのは、宇津野史行委員の場合は、決議の内容自体がみんなに賛同を得られなかったから乗らないのです。この段階で決議に乗るということは、可決することと同義になってしまっているのではないですか。しかも、それが公の議論をされずに、水面下でと言ったら言い方は悪いかもしれませんが、議会運営委員会で私は知らなかったわけですから。

だとしたら、きちんと議題として変更するというのを、採決をとるなりして扱ってほしいのです。それだけの話なのです。それでよければいいのですけれども、幹事長会議で了承だったからというものは、議会運営委員会の扱いとしてどうなのでしょう。しかも、それが通る前提で話をされていると、議会運営委員会の意義自体にかかわってくるので違和感を覚えます。皆さんはそう思わないのでしょうか。

杉山由祥委員長

逆に、幹事長会議で、きちんと通ってきている前提で、私は議会運営委員会で受けているのが前提ですから、それは幹事長会議で御発言されたらよろしいのではないですか。

山中啓之委員

わかりました。次からそのようにします。

杉山由祥委員長

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

ほかになければ、さよう決定いたします。

(3) 閉会中の所管事務調査について

杉山由祥委員長

次に議題の(3) 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本委員会の閉会中の特定調査事項として、1、議会の運営に関する
こと、2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること、3、議長の諮問に関する
こと、以上申し上げた事項を継続調査事項として決定したいと思いますが、御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

御異議なしと認め、さよう決定いたします。

(4) その他

杉山由祥委員長

次に、議題の(4) その他についてですが、事務局から何かありますか。

庶務課長

資料をお手元にお配りしていますが、退職理事者への記念品贈呈及び写真撮影についてが今回ございます。本日、本会議が昼休憩に入りましたら、そのまま議場内にお残りいただき、退職されます6人の方々に議員団で用意していただきました記念品を贈呈し、その後、記念写真の撮影となります。撮影順につきましては、お手元の資料に記載のとおりお願いしたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

杉山由祥委員長

この件について、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長散会宣告

午前9時48分

委員長 署名欄	
------------	--